

## 平成27年白老町議会議会運営委員会会議録

平成27年 7月 14日（火曜日）

開 会 午後 1時 20分

閉 会 午後 2時 15分

---

### ○会議に付した事件

1. 白老町議会委員会及び議員行政視察等旅費支給基準の改正について
  2. 定例会9月会議の日程について
- 

### ○出席委員（5名）

委員長 大 淵 紀 夫 君	副委員長 本 間 広 朗 君
委員 吉 田 和 子 君	委員 小 西 秀 延 君
委員 山 田 和 子 君	議長 山 本 浩 平 君

---

### ○欠席委員（3名）

委員外議員 松 田 謙 吾 君	委員外議員 前 田 博 之 君
委員外議員 西 田 祐 子 君	副議長 及 川 保 君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長 岡 村 幸 男 君  
主 査 増 田 宏 仁 君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（大淵紀夫君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（午後 1時20分）

---

○委員長（大淵紀夫君） 本日の協議事項ですけれども局長のほうから説明を願います。

○事務局長（岡村幸男君） レジメに記載のとおり、きょうは委員会及び議員行政視察等旅費支給基準の一部改正ということで上げさせていただいております。前回の議運の中でこの支給基準について一定程度の考え方は事務局のほうでつくって随任した形で皆さんにお渡ししてあります。それを整理すると、言葉で表すところという形になるのかなということでございます。それで一つは改正の内容ですが、議員の任期中の4年間で1人合計32万円以内の政務活動旅費を支給という形にしています。これまではこの32万円というのは実はないのですね。あくまでも毎年8万、8万という、そういうことでしか予算要求でしか言われていませんので、結果的にはその任期中に幾ら使えるのかということによって40万使えることもあるということが出てくるわけです。ですから5カ年度ということになってしまえば8万ですから40万まで使えるということも出てくるということになります。たまたま今回任期中には委員会の視察のときに8万円は支給しないということをしておりますので、そういうことにはなっておりませんが、こういうことが起きてくるということになります。それと、議員の任期中の年度の関係だったのですが、実は後ほど説明しますが、この辺やはり改選の開始の年度といえますか、皆さんの任期11月9日ということからなるのですけれども、それから翌年の3月31日までです。ですから約5カ月ぐらいここから始まるよということことなのです、年度で言えばですね。それで次の年度2年度目、3年度目、4年度目。最終のとし4月1日から11月8日までとこういうことで5年度となるわけです。これをきちんとを規定する以上はこういう形できちんとしたほうがいいのではないかとということでしています。それと各年度の支給限度額を2から4年度までは8万円限度。ただし1と5年度は合わせて1年度として8万円限度で支給できるという形であれば合計で32万円という、こういう考え方で整理つくということです。それと4つ目ですが、今現在委員会の行政視察のある年は支給しないという形となっておりますので、引き続いてこれについてこういう整理をさせていただきたいという部分でありまして、こういうことあります。それらが資料1のほうを見ていただければ基準の一部改正ということでもあります。この基準の1の部分については引用している条文が実はちょっと変わってたということを見落していました。それでこれは条文の引用規定を直したという部分であります。それから、2番目の行政視察はということで議員の任期における次に掲げる年度、日程及び地域により行うものとする、ということで先ほどお話ししました1年度というのは任期開始の日の属する年度1年度、次の年度を2年度、以降3年度、4年度任期終了日の属する年度を5年度しという、こういう形できちんとうたわせてもらいまして、それで2年度と4年度に委員会の行政視察を実施すると。前のほうは単純にいうと改選後第1年次という、そういう書き方をしていたのです、(1)

の部分です。前のほうは（２）の改選後第１年次 ３泊４日、改選後第３年次、４泊５日ということで、一応わかっていたのですが、もう少し整理をしたら整理できるということで直しました。それから３番目、変更はありません。４番目も５番目も変更ありません。６番目がこの政務活動費の関係であります、これもきちんと派遣要綱の中でうたっていますので、それを引用して任期中の４年間に１人当たり合計３２万円以内、かつ１会計年度８万円を限度額とし１会計年度の限度額以内において複数回の調査及び研修ができるという形に整理をしました。それから、７番を追加しました。これは先ほどお話ししました支給の例をこの中できちんとうたったほうがいいだろうということで政務活動旅費は２項第１号に定める各年度の区分により、議員の派遣申請に基づき、次のとおり支給をするということで２年度から４年度の各年度に１人８万円を限度。それから１年度と５年度合わせて１会計年度みなし１人８万円を限度に支給する。例としてこういう形で書いております。ですから１年度に５万円使うかどうかというのは別ですけども１年度と５年度で合わせて８万円以内というようなそういう内容に整理を例として出しております。それから８番目も追加です。これは先ほどの行政視察実施する年度は政務活動費の旅費は支給しないという形できちんとこの基準中に盛り込んだということで整理をさせていただいたというものであります。これらの整理ができたものが資料２ということで旅費支給基準を成立しております。まずこの内容でよろしいかどうか、もしくはそうではなくてというようなご意見もあればその中での決定をいただきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（大淵紀夫君） ただいま局長から行政視察の旅費支給の関係の基準の説明がございました。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 今回の全部きちんと読んだわけではないので勘違いであれば言ってください。政務活動旅費の関係で４年通して３２万円ですよということで、ただ５年度目も３万円という、こういう形も考えられるということと思うのですが、５年度目というのは一応３月３１日以降になりますよね。ということは今回かがやきさんから出てきたようにちょっと時期的にどうなのだろうという議論ありましたよね。というと、これはその時期を関係なしに年度年度でこういう予算できますよという意味の説明なのですね。最後の５年度目に使うことに関しては別に制限は設けないということで捉えていいのかどうか。

○委員長（大淵紀夫君） 岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） 今回は１年度、２年度、３年度、４年度、５年度というふうに分けさせてもらっていますが実質的な年度からいうと、この５年度というのはことしの４月１日から改正が行われる１１月８日までなのです。この期間に使ってくださいということなのです、その内容はです。ですから、ただし３万円と書いているのはあくまでも例ですので１年度目に幾らか使ったかによってこの５年度に使える金額が決まるということなんです。ですから１年度目はなった年の１１月９日から３月３１日までいくらお使いになられたかという部分で、それが例えば８万のうち１万円しか使わない、道内ちょっと見てきた程度の１万円の旅費を使いましたということなれば極端な話５年目は７万円使って１１月８日までに行ってこれます。ただ

この11月8日まで使うといっても実際は9月の定例会が終わる前に必ず行ってきて報告を上げるということになれば時期的なこと考えれば実質的には7月、8月ぐらいまでに行ってくるしかないということだと思います。そういう意味でどう使われるかは、それは議員の皆さんの判断で使っていただく形にしかならない部分だと思うのです。ただ、こういう決まりつくっておかないと、この年も8万円、それからなった年も8万円を使うということになれば全部の年が8万円使うということになって4年間の任期なのだけど40万使うということになるということになりますから、その辺は整理されたほうがよろしいのかなということでもあります。そういう意味です。

○委員長（大淵紀夫君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 7と8の書き方でいくと一つの決まりごととしてはこの32万というのはあるのですよと。ただし、議会としては委員会の視察研修のときは行かないようにしますよというのは皆さんで決めたことなので一応はこれだけ出るようにはなっているのですよと。ただし、議会としてはこういうふうに取り決めいますと、財政厳しいということを含めて、そういうふうに捉えていいんですよね。だから、私たち帰ってきてこれ見たときにぱっと見て32万円使えるのかなと判断したのもあるので、その辺はきちんと8があるということをしっかり教えなければいけないということですよ。

○委員長（大淵紀夫君） 岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） そのとおりでして、実は町のほうの規則にあるわけではないので、あくまで町は予算をつけてくれるだけなのです。8万円の予算要求をして予算をつけているだけで、町のほうにそういう規定を持っているかといったらないのです。ただし、議会側として8万円をどう使うのかというのは当然ありますので、誤解のない形でちゃんと使っていくのだということを含めてこういう基準にきちっと載せているという状況ですが、町のほうが必ずしも予算要求の段階でつけるかつかないかというのは、これは別の話です。ただ、それは別な話といいつつもそこは尊重していただいて、当然議会の活動ということを尊重していただいて予算をつけていただくということは、これは当然そういう形をお願いをしていくということになると思います。今の段階ではそれをつけないというお話は一切ありません。ただ、今回26年度から隔年でやらせていただいたのは、これは町側のほうから実はそういう働きかけあったのは事実です。厳しい状況なので何とかその辺も見てもらえないだろうかというお話がありまして、それは議長の方にもお話があって議運の中でかけさせていただいたという経過あります。これも当然決まりがあるわけでもないものですから、そういう形で予算に要求するかしないかという話になるわけです。では、つけてもらえるお金が町のほうで規則にも何も決まっていないのに議会のほうで勝手に基準つくっていいのかと、それはあると思うのです。これはあくまでも基準は議会基準ということであくまでも議長が定めるというものなので変われば極端な話変わればすぐ直せるものなので、決まりといってもそういう意味では議会の条例だとか規則だとかはちょっと、議決を受けてつくるものとは若干違う、そういうものとは違うということもご理解はいただきたいなというふうには思います。

○委員長（大淵紀夫君） 山田委員。

○委員（山田和子君） 今のに関連して8番なのですけど、この各年にすることを決定したときに私の記憶違いかもしれませんが、改選後に新たな議員さんの中でもう一度各年にするかどうかは議論するという記憶だったのですけども、そこは私の記憶違いでしょうか。

○委員長（大淵紀夫君） 岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） 私もそういう考え方があったかもしれないということでちょっと調べていたのですけども具体的に見つからなかったのです。多分あのときの話は最終的には議長が、これが全部が決まりはないんだというお話も確か。これで全てやっていくということのお話はされていたというふうに思うのです。ですから今山田委員が言われたとおり、ずっと今後以降も全部各年でやるのかということはそのとおりだと思います。当然そういう中でいえば今回の決め方の中で、この辺の議論は当然出てくる部分だろうなと思います。そうなりますが、今のそういう状況踏まえて検討いただくとすれば、こういう内容はやはり検討ととしてお願いすべきようなことではないのかなということでも事務方としての整理がそういう考え方の中で整理しております。ですが、いやいやそうじゃなくて、これ改選後に決めるべきだということになればこの8番目の規定自体は入れないということはそれは可能です。

○委員長（大淵紀夫君） 山田委員。

○委員（山田和子君） 今の件なのですけど、27年度から31年度までの間というふうに明確にこういうふうに明示したことは初めてだと思うのです。その了承についてここ議運だけで決めていいのかどうかという議論はあると思うのですけどいかがでしょう。

○委員長（大淵紀夫君） 岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） それは議員の皆さんの当然ご意見皆さん尊重されるということになるかと思うのですけども、少なくともこの議運の中でそういう結論がいただけるかどうかということがまず1点です。それを受けたうえで最終的に会派に持ち帰っていただいたり、無会派の方にもお話をさせていただいて最終的にこういう方向になるかどうかということだと思います。

○委員長（大淵紀夫君） 及川副議長。

○副議長（及川 保君） 委員長よくまとめていただいたなと思って。前回出られなかったものですから。本当にまとまったものを出していただいたなというふうに思っています。ただ1点なのですけども、1年度と5年度の考え方ですよね。予算の関係で1年度と5年度の予算づけが非常に事務局として予算づけ難しくなりませんか。どういう考えか聞きたいと思います。

○委員長（大淵紀夫君） 岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） 実際今1年度といわれている部分というのは27年度なのです、ここでいうと。27年の11月9日から来年3月31日までに使える予算ということなるのですけども、実は役所の予算というのはあくまでも4月1日から3月11日ですから分けていないのです。なので、予算の要求としては14名分の皆さんの8万円を掛けたものを要求しているのというのが事実です。ですから、この規定自体は改選後からそういう形で整理しますよということにして

ますので、今回使われる方いらっしゃるんですけどもその新しく11月9日から改選されて議員になられた14名の方はだからといってそれを使えないということにはなりません。ですから、もしそれで行きますよということになれば、それは不足すればやはり補正をするという形にしかならないです。ただし、そういうことをきちっと整理をするためにも今回ちゃんとしておかないと次回以降の使い方でもたまたまそういうようなことが起きると非常に事務方としても困りますのでそういう整理をさせていただきたいということです。ですから、本来は前回のときにそういう整備しておけばよかったですけども。23年のときに使い方としてその整理しておけば、それができたと思うのですが、今回今の段階でしておかないと、また次の4年後に同じようなことも起きるので、その段階で整理をさせていただきたいということです。

○委員長（大淵紀夫君） 及川副議長。

○副議長（及川 保君） ということは、議員が視察研修をしたいという案件が上がってきた時点で補正を組むということではよろしいのですか。

○委員長（大淵紀夫君） 岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） 補正するかというのは別なのですけども、やはり議員の皆さんが行くということになれば、予算をオーバーする形になれば、それは補正するしかないということになります。そういう対応の仕方しかありません。ですから、非常に私の言い方がちょっと変聞こえては困るのですけども、これはルールがなかった中ではこれやむを得ないのです。ルールがない中では行ったのが悪いだとか行くのがおかしいだとかそういうことではないので、やはりそこはちょっとわかってもらうためにもルールをつくりましょうというのが1点です。それとルールをつくる時には皆さんが納得できるルールにしなければならないですよというのが2点目です。そういう中で4年間の任期中にできるだけこの32万は使って皆さんが研修をされて議会活動されて、それが行政のほうに反映できるような研修していただくということが3つ目なので、そういう中で整理をした場合にこういうことになりますのでご理解をいただきたいと、こういうことをございますので決してだめですとかそういうことではないので、この辺ちょっと言葉がもし私の場合足りなかつたら許していただきたいというふうに思います。

○委員長（大淵紀夫君） ほか。それでは8番目の件なのですけれども、ここはやはりきちんと意思統一をしておいたほうが良いというふうに私も感じます。僕の記憶も定かではないからわからないけど、いずれにしても引き継ぐかそれとも今回限りにするかということなのですよ、そこは。報酬については引き継がないというふうになっております。この場合どっちにどうやって言ったのか僕も余り記憶してないのだけど、一般論的に言えば今の状況の中で新しいところというふうになるかどうかというあたりがちょっと焦点かなというふうにといますから、それぞれちょっとご意見出していただければと思います。

○委員長（大淵紀夫君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） 小西です。私もちょっと記憶は定かではないのですが、そういう議論がちらっとあったのではないかなというふうに思っておりました。前回の今の給与のことに関してもそうですが本来で言えばこの8万円が支給されるということになった原点に戻れば毎年

支給というのは原則であったと。それを私たちの任期の中で定めてまずは各年に削減しようというのはすじではあったのではないかなという記憶をしておりますので、私はこの部分も改選されるのであれば原則に戻ってもう一度そこは話し合うべきではないかなというふうに考えております。

○委員長（大淵紀夫君） ほか。どうですか。ちょっとこれは会派で議論したり、それから、無会派の意見聞いたほうがいいですか。今、小西委員の言われたような意見ももちろんあるのですよ。同時に僕の認識なんかはどういう認識かという、やはり30何年まで町がプランつくってやっているわけですから、その間はやはり議会も少なくとも町の要請もあったということは事実です、それは聞いてるわけですから。それは、プラン中はそれぐらいはやはりたがはめでも、これは報酬とはちょっと違う性質のものですからたがはめでも僕はいいのかなというふうに思ったんですよ。だから、小西委員のような意見もあるし、それはいろいろな意見があると思うのです。私はやはりプラン中ならプラン中は町もあれだけの大改革やって今議論になっている大町トイレも閉めたわけだから、議会はそれぐらいの大分のことはやはりやっておかないと報酬は初めからそういうことの議論になっているから今度はたがはめないというふうになっていますけどね。ということなのかなと僕は思っていたのですよ。私はですよ。岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） 大淵委員長言われたとおりで思ったと思います。それで議長引き取って最終的な議長がこれで最終的な議論ではないよということで引き取った部分だと思うのです。結局この任期中までだよと決めるか、その後もやるかどうかっていうのは、そこは議長の判断でうるかしたというか、そういう部分があったのです。だから、決めてなかったのです。なので、そこは実は非常に認識としてはグレーというか、そういうような状況になっていと思います。

○委員長（大淵紀夫君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） 今、岡村事務局長のおっしゃったとおりでございまして、あのとき確かに会派かがやきからは毎年毎年その年のそのときの財政状況をかながみながら決めていけばいいのではないかという意見が出されて、要はそれ賛成多数になってしまうとそれ決まっちゃうんですけども、そこでうるかしてもらったというのが事実でありまして。先ほど議運の委員長のほうから無会派を含めてというお話ありましたけれども、今それをここでまたさらに議論することはやめてきょうはここで納めていただいてまた改選後の議運の中で揉む機会があるとすれば揉むというような形にしてはいかがでしょうか。ここでまた無会派の方々を入れて1から話をするとなるとまたややこしく時間もかかると思いますし、これはやはり改選後のテーマにさせていただければなと感じています。

○委員長（大淵紀夫君） 及川副議長。

○副議長（及川 保君） 先ほど控室の中で小西議員と話をしていたのですが、何かあったのだよなといったら報酬だったというの気づいて、今委員長の話いろいろありましてわかりました。やはり当初の議長が判断された経緯がありまして、委員長おっしゃった形の中で今回は、

進めていくべきだなと。このまま案として出されているこの部分をきちんと守っていった方がいいなというふうに私は考えます。

○委員長（大淵紀夫君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 私は今議運のメンバーがこの4年間やってきてどんな不都合なことだとかどんどん考えて町の思い、それから財政の厳しさを判断したうえで議長が判断を仰ぎながらこのように決めて。これは、8番は改選になりますけれども、こういったものを持って行ってもらって、またそこで議論してしていただくと。私はそれでいいと思うのです、そのときの判断で、これ4年間で。31年の解散の時期には財政がある程度よくなっていけばまたそのときで皆さんの希望でやはり毎年生かしてほしいというならば、そういうに解釈。だからこれで考えてくださったので私も結構だと思います。

○委員長（大淵紀夫君） 今いろいろご意見ございましたけれども、これは条例でも何でもございませんできちんと議論することはできますので、それ以上は言いません、そういうことで8番は生かした中で改正するという事よろしゅうございます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） それでは、そのような形でこの原文どおりの改正にするというふうにしたいと思います。

続きまして、資料3のほうお願いします。岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） これは前回のときもお話したのですが、報告書の提出期限のお話でございました。これは実は速やかにとなっているのですが、なかなか速やかにという面もないので率直にお話させていただきました。議長ともご相談させていただき中では帰ってきて直ぐというわけにはいかないだろうから3週間程度の日程は必要だろうという議長のそういうお話ございましたので、そういう中で日にちを入れさせていただきました。ちなみに速やかにと書いていますけれども、これはどの程度の時間なのか決まってるわけがありませんのでいわゆる訓示的な規定なのです。ですから、速やかという言葉はあってもなくてもいいという規定になってしまうのですから、やはりここは3週間という形で議長のほうからも判断いただきましたので、そのような改正にさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（大淵紀夫君） この件についてご意見ございます方どうぞ。罰則規定はございませんので、このような形でちょっと改正するという事にいたしますので。

○委員（吉田和子君） ちなみに、今まで出さなかった人というのはいないのでしょうか。

○委員長（大淵紀夫君） 先ほども言いましたけれども罰則規定はございませんので。倫理規定にも載っておりませんので。今までのことでこの2つの改正について何か言い残した事ございましたらどうぞ。山本議長。

○議長（山本浩平君） ちょっと関連事項なものですから、この後理事者との懇談会、6月反省会があるので、6月の反省会ではないんですけども前からちょっと気になっていることがあります、この旅費にも関係するものだから。エア・ドゥの料金で算出ですよ、基本的に。役場の場合にはどんな場合でも。でも、現実的にはエア・ドゥというのはなかなか本数もなけれ



ば結構エア・ドゥを利用しないケースのほうが多いのですが規定が決まってるからエア・ドゥの料金なのですよね。僕は公務で行くようなときでも、結構違うのを利用しなければならなくて、差額どうしているかといったら持ち出ししているのですよ。個人が。そういう実体があるので、現実のところですよ。ANAだとかJALの値段はくれません。僕はちょっと違うのではないかと思ってるものだから。課長さんたちが話を聞いたんですよ。どうなのと聞いたら、時間があるようなときはちょっと早めで検索して、さらにエア・ドゥよりも安いようなジェットスターだとそういうようなのを上手く組み合わせながらやってますという話なんだけど、なかなか僕なんか公務の時もわりと相手の日程、町長の日程で急に決まる日程が多いものだからそんな前もってどうのこうのということではなかなかならないのでやはり平均的なJALなりANAなりそういうような本数の普通にあるようなところを基本ベースにすべきではないかと思っているものですから、そこちょっと議会として申し入れしようかなと思っているのですが、皆さんどうなのでしょう。それと、逆に町の考え方でエア・ドゥなのですか。どうしてそれがずっと続いているのか僕はよくわからないのですが。株主だからということでしょう、最初は。

○委員長（大淵紀夫君） 暫時休憩します。

休 憩 午後 1時52分

---

再 開 午後 2時13分

○委員長（大淵紀夫君） 会議を再開いたします。岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） 3番目です。定例会9月会議の日程です。資料4のとおりです。8月27日が一般質問の締め切りとなります。議案説明が9月4日で本会議は8、9、10です。決算審査が14、15、16。17日がまた本会議ということになります。そのあと連休が5連休続きますので、この連休前に全て終えるということになります。それで、事実上これを最終日が今の議員の皆さんの最終日ということになるかと思えます、基本はですね。ただ、今ちょっと調整しているのは最終的にどうするかということは例の企画のほうで地域総合戦略。その関係どこまでまとまるのかというのが10月までまとめたいということありますが、ただ今お話をしているのは10月までまとめるといってもどうしても改選期に入ればもうそういうようにはならないので9月の定例会の段階で一定程度まとまっているのであれば、あとは改選後の議員の皆さんでその結果を報告を聞いて意見交換するということはあるのではないかとというような形で整理は進めています。それが了承されればそのような方向でやりたいというふうに考えています。

○委員長（大淵紀夫君） 9月定例会の日程の関係よろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） 皆さん方何かございますか。

---

## ◎閉会の宣告

○委員長（大淵紀夫君） なければ以上で議会運営委員会を終了いたします。ご苦勞様でした。  
(午後 2時15分)